

2014年(平成26年)10月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

文化財の保護に関する事務の補助執行に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)9月22日付けで諮問(第684号)された文化財の保護に関する事務の補助執行に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成26年8月7日付けで藤沢税務署長より、国税通則法(昭和37年法律第66号)第74条の12の規定に基づき、郷土歴史課で保有する国登録文化財情報の照会がなされた。

国税通則法第74条の12の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合には該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、藤沢税務署長に対し、国登録文化財情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 国登録文化財情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

国登録文化財の登録に関する次の事項

(ア) 当該登録文化財の所有者の住所，氏名

(イ) 当該登録文化財建造物の調書

(ウ) 当該登録文化財建造物の図面

(エ) 当該登録文化財建造物の写真

イ 目的外に提供する相手方

藤沢税務署長

ウ 目的外の根拠規定

国税通則法第74条の12

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，国税通則法第74条の12の規定に基づくものである。

国税通則法第74条の12第6項に，「国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては，消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は，国税に関する調査について必要があるときは，官公署又は政府関係機関に，当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定され，官公署に対する帳簿書類等の閲覧や提供の請求権を認められたものであるが，実施機関はその依頼に応じなければならない義務はなく，拘束力はない。

しかし，本件照会は正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われたものであり，国家公務員には国家公務員法第100条において，職務上知り得た秘密を守る義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会を求める理由として，照会担当者に聞き取ったところ，国税通則法に基づく相続税に関する税務調査において，相続財産の評価額の確認のため，国登録文化財登録に係る書類一式が必要とのことであった。

当該税務調査は，国税通則法に基づき納税者の調査を行い，税務行政の公正な運営を図り，もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資するためのものである。

また，本件の目的外に提供する個人情報は，文化財保護法の規定による国登録有形文化財に関する事務に係る個人情報であり，当該個人情報の入手については他に替える手段が想定し難いものである。

以上のことから，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の場合，税務調査等に関する情報を当事者に明らかにすることにより，正確な事実の把握を困難にするおそれ，若しくはそ

の発見を困難にするおそれなどがある旨，照会担当者に確認している。このことから，本人通知の省略について，合理的理由があると認められるため，本人通知を省略する。

(4) 提出書類

- ア 藤沢税務署長からの国税通則法第74条の12に基づく照会文書別紙1
- イ 当該登録文化財建造物の調書 別紙2
- ウ 当該登録文化財建造物の図面 別紙3
- エ 当該登録文化財建造物の写真 別紙4
- オ 当該登録有形文化財登録証 別紙5
- カ 当該文化財登録原簿 別紙6
- キ 当該登録文化財に関する経過 別紙7
- ク 当該登録文化財文化庁調査官現地調査工程 別紙8
- ケ 個人情報取扱事務届出書 別紙9

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は，正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われるものであり，本件照会の具体的必要性については，「国税通則法に基づく相続税に関する税務調査において，相続財産の評価額の確認のため，国登録文化財登録に係る書類一式が必要」とのことである。

また，実施機関では，当該情報が文化財保護法の規定による国登録有形文化財に関する事務に係る個人情報で，他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，実施機関によると，本件の場合，税務調査等に関する情報を当事者に明らかにすることにより，正確な事実の把握を困難にするおそれ，若しくはその発見を困難にするおそれなどがある旨，照会担当者に確認している。このことから，本人通知の省略について，合理的理由があると認められるため，本人通知を省略する，とのことである。しかしながら，相続に関して税務調査が行われる場合があることは，通常一般に知られているところであり，本件にかかる相続人であっても，自身が税務調査の対象となることを容易に想像できるはずであるところからすれば，実施機関が本人通知を行うことについて支障があるとは考えにくい。また，当審議会は実施

機関に対し，実施機関が述べる税務調査における正確な事実の把握及び発見を困難にするおそれについて聴取したが，その述べるところからは，おそれの具体的理由は認められなかった。

以上から，実施機関は，再度照会者に対し，本人通知を行った際の支障を確認し，これまでに聴取した理由以外に新たな理由がないときは当然のこととして，新たな理由について合理性がないと判断した場合には，本人通知することを条件とする。

以 上

